



健康
【高齢者対象】**無料の歯科健診を実施**
問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4407)

期間は9月～12月末、
対象者には案内を送付します

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、無料の歯科健康診査を実施します。期間は、9月1日(金)～12月31日(日)です。歯科医療機関の休診日を除きます。対象者には、8月に案内を送付します。

▼対象者Ⅱ後期高齢者医療被保険者で、平成29年3月末時点の年齢が、満75歳、満80歳、満85歳の方

▼受診場所Ⅱ茨城県歯科医師会所属で、本事業を実施する歯科医療機関。実施歯科医療機関については、案内に同封されています。詳しくは茨城県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

▼受診回数Ⅱ1年度につき1回
▼実施方法Ⅱ案内が届いたら、同封してある、実施歯科医療機関一覧表の中からご希望の歯科医院に予約し、「被保険者証」「受診券」「受診票」「健康手帳」「歯ブラシ」を持って、受診してください。

※「受診票」の「問診項目」は事前にご記入ください。

▼健診内容Ⅱ問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価



募 集
問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111 (内線3301)
環境保全審議会委員を募集します

市では、環境の保全に関する総合的で長期的な施策を「つくばみらい市環境基本計画」として定めています。その中で掲げた、市が実施する具体的な取り組みを「つくばみらい市環境基本計画実施計画」に定めました。

この実施計画を継続的に運用し、改善を図るための組織として環境保全審議会を設置します。設置にあたり、市民の皆さんのご意見を計画に取り入れるため、次のとおり環境保全審議会委員を募集します。

▼募集人数Ⅱ3人
▼任期Ⅱ委嘱の日(9月予定)から2年間
▼内容Ⅱ「つくばみらい市環境基本計画実施計画」の進捗状況や事業の効果についての点検・評価。また、水道水源の

保全のための協議など
▼応募資格Ⅱ環境全般に関心のある20歳以上の市民で、平日の日に開催する会議に継続的に参加できる方
▼応募方法Ⅱ応募用紙に必要事項と応募の動機や環境施策に関する意見を記載し、生活環境課へ持参するか、郵送またはメールで応募してください。
※応募用紙は生活環境課窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。
▼受付期限Ⅱ8月18日(金)
▼郵送の場合は当日消印有効。
▼応募先Ⅱ〒300・2492 つくばみらい市加藤237番地 つくばみらい市役所生活環境課
☒ seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp

など
※受診料は無料ですが、歯科健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。
【問い合わせ先】
茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-3091212

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム Vol. 9～

いばらき身障者等用駐車場利用証

このコラムで以前「外見ではわかりにくい障がい」についてご紹介しましたが、そんな方にこそ使っていただきたいのが「いばらき身障者等用駐車場利用証」です。公共施設や商業施設などにある身障者等用駐車場に車を止める際に、この利用証を提示することにより駐車しやすくなります。家族の運転する車に同乗する場合でも利用できます。

見た目にはわかりにくい障がいを持っている方が、身障者等用駐車場のスペースに車を止めた場合、周りから「障がい者じゃないじゃないか」とあらぬ誤解を受けることがあるかもしれません。でも、これを使えば安心して駐車できます。

この利用証は、車の中(ルームミラー)に吊り下げて使うものです。ホームセンターに売っているような車の外側に貼るタイプのは、駐車場利用証ではありませんので、ご注意ください。

【対象者】 次の①～⑥の方です。

- ①身体障害者手帳所持者
※障がいの種類によって○級以上という規定があります。詳しくはお問い合わせください。
- ②療育手帳所持者で、等級が④またはAの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上
- ⑤指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾患受給券の交付を受けている方
- ⑥母子健康手帳の交付を受けている方(妊娠7カ月～産後6カ月に限る)

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-2111 (内線4101)